

## (登録簿の閲覧)

第31条の6 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

## (廃業等の届出)

第31条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
  - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
  - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
  - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
  - (5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

## (登録の抹消)

第31条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第35条の2第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

第34条を次のように改める。

## (業務主任者の設置)

第34条 屋外広告業者は、第31条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
  - (2) 市長が行う講習会の課程を修了した者
  - (3) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市のうち本市以外の中核市の市長が行う講習会の課程を修了した者
  - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設が行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の規定による職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の規定による技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者
  - (5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者で、規則で定めるもの
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。
- (1) この条例その他広告物等の表示又は設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
  - (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
  - (3) 第34条の3に規定する帳簿に記載する事項のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

第34条の次に次の2条を加える。

(標識の掲示)

第34条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第31条の2第1項第2号の営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第34条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第31条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第35条中「市長は、」の次に「本市の区域内で」を加え、同条の次に次の4条を加える。

(登録の取消し等)

第35条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第31条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第31条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第31条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第31条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第35条の3 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(立入検査)

第35条の4 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第25条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(登録手数料)

第35条の5 市長は、第31条第1項又は第3項の登録を受けようとする者から、登録手数料を徴収する。

2 登録手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 第31条第1項の登録 1件につき 10,000円
- (2) 第31条第3項の登録 1件につき 10,000円

第38条の次に次の見出し及び1条を加える。

(罰則)

第38条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の

罰金に処する。

- (1) 第31条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
  - (2) 不正の手段により第31条第1項又は第3項の登録を受けた者
  - (3) 第35条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者
- 第39条の前の見出しを削る。

第40条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 第31条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (5) 第34条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- 第41条を次のように改める。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第35条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第42条の見出しを削り、同条中「前3条」を「第38条の2から前条まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第42条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第31条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第34条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第34条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

#### 附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第31条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月を経過する日までの間（当該期間内に改正後の金沢市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第31条の4第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第31条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者が当該期間内に当該登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第34条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第34条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長      山                  出                  保

◎金沢市条例第64号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する  
 条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

40	戸板第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画戸板第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	----------------	--

別表第2第28号の表中

敷地面積の最低限度	165平方メートル（この表の規定の施行現にその面積が300平方メートル以上330メートル未満である敷地を分割したものは、150平方メートル）
-----------	--

の際  
 平方  
 につ

を

敷地面積の最低限度	150平方メートル
-----------	-----------

に、

垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号に該当するものとする。 (1) 道路境界線から0.5メートル以内に設けないもの (2) 次のいずれかに該当するもの ア 生け垣又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス イ レンガ、タイル、化粧ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のものと生け垣又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
-------------	--

を

垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、化粧ブロック、石等によるもので高さが1メートル以下のもの (3) レンガ、タイル、化粧ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のものと生け垣又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
-------------	---

に

改め、同表に次の1号を加える。

40 戸板第二地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
拠点サービス地区A	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫 (3) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物 (4) 風営法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、河川若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 都市計画道路森本野々市線については、2メートル (2) 都市計画道路観音堂上辰巳線については、1.5メートル (3) 前2号に掲げる道路以外の道路境界線又は隣地等の境界線については、1メートル 2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メー

		<p>ル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物（隣地の境界線に係る壁面等の後退にあっては、当該隣地の所有者の同意があるものに限る。）</p>
	高さの最高限度	20メートル（敷地面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、市長が都市景観上支障がないと認める場合は、31メートル）
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
拠点サービス地区B	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(4) 風営法第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 都市計画道路森本野々市線については、2メートル</p> <p>(2) 前号に掲げる道路以外の道路境界線又は隣地等の境界線については、1メートル</p>

		<p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物（隣地の境界線に係る壁面等の後退にあつては、当該隣地の所有者の同意があるものに限る。）</p>
	高さの最高限度	20メートル
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
沿道サービス地区A	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲</p>

		<p>げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物（隣地の境界線に係る壁面等の後退にあっては、当該隣地の所有者の同意があるものに限る。）</p>
	高さの最高限度	20メートル（公益上必要があると市長が認めるものを除く。）
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
沿道サービス地区B	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(4) 風営法第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル</p>



		以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物（隣地の境界線に係る壁面等の後退にあっては、当該隣地の所有者の同意があるものに限る。）
	高さの最高限度	20メートル
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
住宅軽工業地区	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(4) 風営法第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物（隣地の境界線に係る壁面等の後退にあっては、当該隣地の所有者の同意があるものに限る。）</p>
	高さの最高	18メートル（敷地面積が1,000平方メートル以上であり、

	限度	かつ、市長が都市景観上支障がないと認める場合は、20メートル)
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
中層住宅地区	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(3) 風営法第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、次に掲げる建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物</p> <p>(2) 壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物（隣地の境界線に係る壁面等の後退にあっては、当該隣地の所有者の同意があるものに限る。）</p>
	高さの最高限度	15メートル（敷地面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、市長が都市景観上支障がないと認める場合は、18メートル）とする。ただし、公益上必要があると市長が認めるものを除く。
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性の</p>

		フェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）
--	--	---

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第65号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条」を「第45条」に改める。

第2条中「第17条」を「第24条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成17年(2005年)9月22日 印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)9月22日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地